



長野労働局発表 29-53
平成 29 年 10 月 31 日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 長野労働局 労働基準部監督課 |
| | 課 長 大 畠 一 洋 主任監察監督官 久 間 誠 司 電話 026-223-0553 |

11 月は「過労死等防止啓発月間」です

長野労働局（局長 石田茂雄）は、11 月の「過労死等防止啓発月間」において、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導などを行います。

また、厚生労働省では、同月間に全国で過労死等防止対策シンポジウムを行います。長野においても下記の日程で開催予定です。

【「過重労働解消キャンペーン」概要】

1 実施期間

平成 29 年 11 月 1 日（水）から 11 月 30 日（木）までの 1 か月間

2 具体的な取組

（1）重点監督の実施

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなど若者の「使い捨て」が疑われる企業等

* 必要に応じ夜間の立ち入りを実施します。

* ②については、監督指導の結果、公表された場合や、1 年間に 2 回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた場合は、ハローワークにおいて、新卒者を対象とした求人を一定期間受理しません。また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取り組みを行うよう協力をお願いします。

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が時間外・休日労働に関する協定届（いわゆる 36 協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 書類送検

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

（2）電話相談の実施

10 月 28 日（土）にフリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤ

ヤル」を実施し、都道府県労働局の担当官が、相談に対する指導・助言を行いました。
※「過重労働解消相談ダイヤル」以外にも、常時相談や情報提供を受け付けています。

ア 最寄りの労働基準監督署（開庁時間 平日 8：30～17：15）

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日に、労働条件に関して無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ 労働
0120-811-610

月～金 17：00～22：00、土・日 10：00～17：00

URL：<http://www.mhlw.go.jp/file/06-seisakujouhou-11200000/Roudoukijunkyoku/0000088148.pdf>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報を受け付けています。

URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/mail_madoguchi.html

(3) 長野労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問

長野労働局長が長時間労働削減に向け積極的に取り組んでいる企業を訪問し、取組事例を報道等により地域に紹介します(11月14日(火)に千曲市のエムケー精工(株)を訪問する予定です。詳細は別添1参照)。

(4) 労使の主体的な取組の促進

キャンペーンの実施に先立ち、

日本労働組合総連合会長野県連合会
一般社団法人長野県経営者協会
一般社団法人長野県商工会議所連合会
長野県中小企業団体中央会
長野県商工会連合会
一般社団法人長野県労働基準協会連合会
長野県社会保険労務士会

の7団体に対して、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について協力要請を行いました(詳細は別添2参照)。

(5) 過重労働解消のためのセミナーの開催

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、11月を中心に長野県を含む全国で60回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施しています。長野会場については、10月5日(木)に実施しました。

【「過労死等防止対策推進シンポジウム」(長野会場) 概要】

日 時 : 11月14日(火) 13:00～15:30

場 所 : J A長野県ビル 12B(長野市大字南長野北石堂町1177番地3)

定 員 : 80名

プログラム : 講演Ⅰ:「過労死が起きる社会とは -会社における防止対策-」

川人 博氏(過労死弁護団全国連絡会議 幹事長、過労死防止対策全国センター 代表幹事)

講演Ⅱ:「産業医から見た健康な働き方」

服部 真氏(日本産業衛生学会指導医、石川県勤労者医療協会城北病院副院長)

事例紹介:トヨタカローラ南信株式会社 等

参加申込 : 事前に下記URLのホームページからお申し込みください。

URL: <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

ベストプラクティス企業局長訪問事業場について

～例年 11 月に実施している「過重労働解消キャンペーン」における取組です。長野労働局長が長時間労働削減に向け積極的に取り組んでいる企業を訪問します。是非取材していただくようお願いいたします。～

1 局長訪問予定

- ・実施日時 平成 29 年 11 月 14 日（火） 午前 10 時～11 時 30 分
- ・訪問企業 エムケー精工（株）（千曲市雨宮 1 8 2 5） 労働者約 800 名
- ・実施事項 取組内容の説明、職場巡回、局長と企業トップとの対談

2 訪問企業の取組概要

（1）所定外労働時間の削減

- ① ノー残業デーの実施（毎週水曜日及び月末金曜日）
- ② フレックスタイム制の実施（間接部門や研究開発部門）
- ③ 研究開発部門の 3 6 協定限度時間の取組（平成 29 年度より一か月 100 時間から 80 時間へ）

（2）年次有給休暇の取得促進

- ① 年次有給休暇の計画的付与（毎年 3 日間を計画的に付与）
- ② 年次有給休暇積立制度（時効となる年休について 60 日まで積立できる制度を導入し、私傷病・家族介護に利用）

（3）メリハリのある働き方向上の取組

- ① 「集中タイム」の導入（研究開発部門に導入。机の前に札を掲げて、特定の時間帯の話しかけや電話の取次ぎ等を原則禁止）
- ② 出社予定時刻・退社予定時刻の情報共有（研究開発部門に導入。退社予定時刻を出社時に、出社予定時刻を退社時にホワイトボードに記入し部門内で共有）
- ③ 「立ちミーティング」を導入（生活機器部門。短時間で効率的な会議の実施）

3 その他

- （1）「ハッピーアワー」の開催（月末金曜日の午後 4 時から 5 時まで、役員・執行役員、労働者の計 25 名程度が交流）
- （2）社内育児休業休暇制度（会社独自の休暇制度 連続 5 日取得可能）
- （3）在宅勤務制度（結婚、出産等により出社困難な労働者に適用。）
- （4）再雇用制度（退職した労働者について再就職の機会を提供。）
- （5）非正規雇用労働者の正社員登用制度

※取材を希望される場合には、受け入れ態勢の整備などの都合があるため、11/2（木）までに下記申込票をファックス等にて送付していただくようお願いいたします。

申込票

| | |
|-------|--|
| 報道機関名 | |
| 取材者数 | |
| 担当者名 | |
| 連絡先 | |

送付先：長野労働局 労働基準部 監督課 久間あて FAX 026-223-0591
（問い合わせ先 監督課 久間 電話 026-223-0553）



平成 29 年 10 月 10 日

労使団体の長 あて

長野労働局長

長野県知事

長時間労働削減をはじめとする過重労働解消 に向けた取組に関する協力依頼

長野県の労働時間等の現状をみると、労働者一人平均の年間総実労働時間が**2,032時間**（平成28年毎月勤労統計調査（一般））と全国平均の**2,024時間**を上回るとともに、年次有給休暇の取得率は**42.1%**（平成26年長野県雇用環境等実態調査 労働者30人以上）と全国平均の**48.8%**（平成26年就労条件総合調査 労働者30人以上）を下回る現状にあり、長時間労働の削減など働き方の見直しが求められています。

このため、本県においても、貴団体をはじめとして、経営者団体、労働団体、長野労働局及び長野県で構成する「長野県働き方改革・女性活躍推進会議」を開催し、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組を進めているところです。

こうした中で、11月は、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）」において過労死等防止啓発月間とされているところであり、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、長時間労働削減の取組を推進することとされております。また、厚生労働省では、10月を「年次有給休暇取得促進期間」と定め、積極的な取得を推進しているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、「過重労働解消キャンペーン」期間中、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のため、各々の企業の実情に応じた取組、具体的には、経営トップによるメッセージの発信、朝型勤務やフレックスタイム制、年次有給休暇の計画的付与制度の導入、ノー残業デーや年次有給休暇取得奨励日の設定、年次有給休暇取得計画の策定による連休の実現（「プラスワン休暇」）などの取組の強化に御協力いただきますようお願い申し上げます。